

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（ 厚生労働省 ）

制 度 名	地震防災対策用資産の取得に関する特例措置の延長	
税 目	所得税・法人税	
要 望 の 内 容	<p>①内容 地震防災対策用資産の取得に関する特別償却制度の適用期限を3年間（平成26年3月31日まで）延長する。</p> <p>②対象地域（現行どおり） ア. 東海地震に係る地震防災対策強化地域 イ. 東南海・南海地震防災対策推進地域 ウ. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域</p> <p>③対象者（現行どおり） 大規模地震対策特別措置法施行令第4条各号に掲げる不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等 例 病院、劇場、百貨店、旅館、学校、火薬類・薬品等の工場、電気・ガス等の事業所等</p> <p>④対象資産（現行どおり） 緊急地震速報受信装置及び関連設備</p> <p>⑤特別償却率（現行どおり）：100分の20</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 「大規模地震対策特別措置法」、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）と東南海・南海地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）は、特に大規模地震の発生の切迫性が高く、甚大な被害が予想されることから、行政だけでなく当該地域に存する事業者、地域住民等を巻き込んだ総合的な地震防災対策を強力に推進する必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性 緊急地震速報受信装置及びその関連設備は、不特定多数の者が利用する施設や危険物を取り扱う施設等に設置されることにより、当該施設の利用者の生命・身体の安全の確保、機械の停止等による被害の拡大の防止を図ることが可能となる。東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、いずれも甚大な人的・物的被害が発生することが想定されており、それぞれの地震に係る「地震防災戦略」において定めた、死者数及び経済被害を今後10年間で半減させるという目標を達成するために、緊急地震速報受信装置等の設置の促進は不可欠である。</p>	

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策中目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
		政策の達成目標	税制適用対象地域における大規模地震が発生した場合に予想される甚大な被害を最小限に抑えることを目標とする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成 26 年 3 月 31 日まで（3 年間延長）
		同上の期間中の達成目標	対象資産の普及状況の向上
	政策目標の達成状況	大規模地震が発生した場合に予想される甚大な被害を最小限に抑えるためには、事業者が地震防災対策用資産を積極的に整備することにより、事業者自体の被害の軽減を図るとともに、当該事業者が行政による災害初動期の応急対策活動を補完することが必要である。 なお、東海地震及び東南海・南海地震を対象とした「地震防災戦略」（平成 17 年 3 月 30 日中央防災会議決定、平成 21 年 4 月 21 日フォローアップ結果を中央防災会議に報告）、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略」（平成 20 年 12 月 12 日中央防災会議決定）において、緊急地震速報の活用による人的被害の軽減が目標として明記されている。	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	緊急地震速報の受信装置の適用件数：268 件 感震装置及び緊急遮断装置の適用件数：13 件
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	当該税制適用地域を対象に実施した平成 20 年 10 月の調査では、普及率が 7%にとどまっている現状が明らかになった。対象資産である緊急地震速報受信装置は 21 年度から追加されたばかりであり、行政だけでなく、地域の事業者・住民を巻き込んだ普及啓発の取組が不可欠であり、それにインセンティブを与えるものとして当該税制は有効である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地震防災対策用資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（3 年間課税標準 3 分の 2、平成 26 年 3 月 31 日まで（その後廃止））
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		<p>要望の措置の妥当性</p> <p>緊急地震速報受信装置等の設置により大規模地震による被害の軽減を図ることが可能となるが、その設置に要する費用負担を軽減するため、本特例措置を講じることが必要である。</p> <p>なお、平成 19 年 10 月から気象庁による緊急地震速報の一般向けの提供が開始され、緊急地震速報の普及を進めることで地震発生に際しての被害を抑制する効果が期待できることから、平成 21 年度税制改正において緊急地震速報受信装置を対象資産に追加する等の見直しを行ったばかりであり、その整備は未だ途上にある。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>昨年度から対象資産を変更しており、その実績は調査中である。（なお、調査は9月初旬ごろをメドに取りまとめる予定）</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>今年度、政策評価の評価指標としており、その適用効果については調査中である。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>大規模地震が発生した場合に予想される甚大な被害を最小限に抑えるためには、事業者が地震防災対策用資産を積極的に整備することにより、事業者自体の被害の軽減を図るとともに、当該事業者が行政による災害初動期の応急対策活動を補完することが必要である。</p> <p>なお、東海地震及び東南海・南海地震を対象とした「地震防災戦略」（平成 17 年 3 月 30 日中央防災会議決定、平成 21 年 4 月 21 日フォローアップ結果を中央防災会議に報告）、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略」（平成 20 年 12 月 12 日中央防災会議決定）において、緊急地震速報の活用による人的被害の軽減が目標として明記されている。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>地震防災対策用資産の整備は、日常の企業活動を行う上で必要不可欠ではないため後回しにされやすく、緊急地震速報受信装置は平成 21 年度から本特例措置の対象資産に追加されたばかりであり、その整備は未だ途上である。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>（内閣府要望経緯）</p> <p>昭和 58 年度 創設</p> <p>昭和 60 年度 適用期限 2 年延長、特別償却率の引き下げ</p> <p>昭和 62 年度 適用期限 2 年延長、特別償却率の引き下げ</p> <p>平成元年度 適用期限 2 年延長、特別償却率の引き下げ</p> <p>平成 3 年度 適用期限 2 年延長、対象資産の拡充、特別償却率の引き下げ</p> <p>平成 5 年度 適用期限 2 年延長</p> <p>平成 7 年度 適用期限 2 年延長</p> <p>平成 8 年度 対象地域の拡充</p> <p>平成 9 年度 適用期限 2 年延長</p> <p>平成 11 年度 適用期限 2 年延長、特別償却率の引き下げ</p> <p>平成 12 年度 特別償却率の引き下げ</p> <p>平成 13 年度 適用期限 2 年延長、特別償却率の引き下げ、適用対象者の限定</p> <p>平成 14 年度 特別償却率の引き下げ</p> <p>平成 15 年度 適用期限 2 年延長、対象地域の拡充・廃止、特別償却率の引き下げ</p> <p>平成 17 年度 適用期限 2 年延長、対象地域の拡充・廃止、特別償却率の引き下げ</p> <p>平成 19 年度 適用期限 2 年延長</p> <p>平成 21 年度 適用期限 2 年延長、対象資産の改組、対象地域の拡充、特別償却率の引き上げ</p>	

